

畜産いしかわ

LIVESTOCK INDUSTRY OF ISHIKAWA

地活46号 発行人：石川県 平成17年3月30日発行

石川県
農林水産部
農畜産課

家畜伝染病予防法に基づく 飼養衛生管理規準の制定について

食品の安全性確保のため、家畜伝染病予防法に基づき、家畜（牛、豚、鶏）の飼養衛生管理基準が制定され、平成16年12月1日から施行されました。

趣 旨

食品の安全性を確保する観点から、家畜の生産段階における衛生管理を徹底し、伝染性疾病の病原体による汚染の低減を図ることが重要視されています。

また、家畜の伝染性疾病の中には、家畜の所有者が衛生管理を徹底することにより、その発生を予防することができるものもあります。

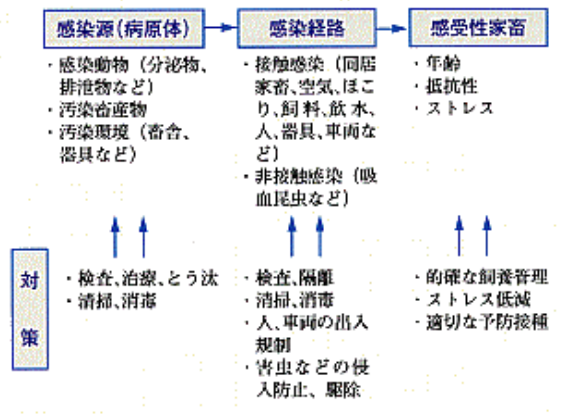
このことから、家畜伝染病予防法の規定に基づき、農林水産大臣は、特定の家畜（牛、豚および鶏）について、その飼養にかかる衛生管理の方法に関して、家畜の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者）が遵守すべき基準を定めることとなりました。

この所有者が遵守すべき基準が「飼養衛生管理基準」です。

○家畜の伝染病予防のポイント

病原体と家畜の間で感染が成り立つ（伝染病になる）には、

- ① 病原体が存在する感染源があること
 - ② 家畜までの感染経路があること
 - ③ 病原体を受け入れる家畜（感受性家畜）がいること
- の3つの条件が必要であり、このうちひとつでもなくせば、伝染病は予防できます。



目次

CONTENTS

- 家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理規準の制定について 1
- 生産情報公表豚肉の JAS 規格について 3
- 牛の雌雄産み分け技術の実用化に向けて 4
- 高病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫対応について 5
- 石川の畜産物を理解しよう!! 8



石川県
畜産協会は

石川県及び中央畜産会との連絡協調と、会員各位の理解と協力のもとに、国際競争力を念頭にいた経営改善指導と情報提供等に努めています。
そして生産性と収益性が高く足腰の強い畜産経営の育成にお手伝いします。

内 容

飼養衛生管理基準には、衛生管理を徹底することで疾病を予防することを目的として、畜舎及び器具の清掃や消毒を行うことや、清浄な飼料及び水の給与に努めること、家畜の健康管理に努め、異常発見時には獣医師の診療を受けること、さらに、他の農場等から家畜を導入するときには一定期間隔離をすることなど、家畜の飼養者が家畜の衛生管理の方法に関し遵守すべき最低限の基準として10項目（別表のとおり）が定められています。

留意点

本基準の趣旨から、家畜の所有者が自発的かつ持続的に衛生管理の改善を図っていくことが今後ますます重要になっていきます。

また、石川県では、飼養衛生管理基準が遵守されるように、家畜の種類や用途、飼養形態、飼養規模、畜舎構造等農場の実状に応じ、どこを改善すべきかの助言や指導を行うこととしています。

しかし、助言や指導によっても改善が図られず、家畜の伝染性疾病の発生予防を十分に行うことができないと判断された場合には、勧告や命令がなされます。さらに、この命令に違反した場合においては、30万円以下の罰金が科せられることになっています。

日常、当たり前に行っている家畜の衛生管理が、食の安全性確保、国民の健康保護のために家畜の所有者に与えられた責任であり義務であることを十分認識して衛生管理をより的確に行って下さい。

(別表)

飼養衛生管理基準

(家畜伝染病予防法施行規則第21条において規定)

- 1 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つこと。
- 2 畜舎に出入りする場合には、手指、作業衣、作業靴等について、家畜の伝染性疾病の病原体がひろがるのを防止するために必要な消毒その他の措置をとること。
- 3 飼料及び水に家畜及びねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう努めること。
- 4 他の農場等から家畜を導入する場合には、当該家畜を導入することにより家畜の伝染性疾病の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜に異常がないことを確認するまでの間他の家畜と接触させないようにすること。
- 5 他の農場等に立ち入った者がみだりに畜舎に立ち入らないようにするとともに、他の農場等に立ち入った車両が農場に出入りする場合には、当該車両の消毒に努めること。
- 6 畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく修繕を行うとともに、窓、出入口等の開口部にネットその他の設備を設けることにより、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫の進入の防止に努め、必要に応じて駆除すること。
- 7 家畜を他の農場等に出荷する場合には、当該家畜が移動することにより家畜の伝染性疾病の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜の健康状態を確認すること。
- 8 家畜の異常をできるだけ早期に発見することができるよう、家畜の健康管理に努め、異常が認められた場合その他必要な場合には、獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。
- 9 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。
- 10 家畜の伝染性疾病の発生の予防に関する知識の習得に努めること。



生産情報公表豚肉のJAS規格 について

1 生産情報公表JAS規格の制定の 背景

BSEの発生や食品の偽装表示等の続発から、消費者には食品表示に対する不信感が広がっており、「食」に対する信頼の回復が課題となっております。

このため、「食卓から農場まで」顔の見える仕組みを整備する一環として、生産情報公表JAS規格が導入されました。

この豚肉の生産情報公表JAS規格は、牛肉に続き2品目となります。



生産情報公表豚肉

平成16年7月25日から実施されました。

2 生産情報公表豚肉とは

生産情報公表豚肉は、平成16年7月から実施されており、一部のスーパーでは、このマークが貼られた商品が出回り始めました。



認定機関名

上のマーク（生産情報公表JASマーク）が貼られている豚肉は、

(1) 「誰が、どこで、どのように生産した

か」といった生産情報を消費者は、個体識別番号、荷口番号又は豚群識別番号から、店頭での表示やインターネット、FAX等を通じて確認することができます。

(2) 事業者がその豚肉の生産情報を消費者に正確に伝えていることが、第三者機関により、確認されています。

生産情報公表豚肉JAS規格では、こんなことがわかります

- ①出生の年月日
- ②管理者の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始年月日
- ③豚の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日
- ④とさつの年月日
- ⑤豚の管理者の連絡先
- ⑥と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該豚がとさつされたと畜場の名称及び所在地
- ⑦管理者が給餌した飼料の名称
- ⑧管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称

3 生産情報公表豚肉の JAS規格の仕組み

生産情報公表豚肉のJAS規格に適合して



いることを示すJASマークを付すことができるのは、登録認定機関から認定を受けた生産行程管理者(生産者等)及び小分け業者(販売業者等)だけです。

4 生産情報公表JAS規格の今後

生産情報公表JAS制度は、始まったばかりの

制度で、一般的に認知されるまである程度の時間がかかると思われますが、本制度を利用することによって、消費者はこれまで以上に安心して商品を購入することができ、商品の付加価値を高めることにもなります。

今後は、牛肉・豚肉に引き続き、農産物の生産情報公表JAS規格の制定に向けJAS調査会で検討を行っているところです。

石川県
畜産総合
センター

牛の雌雄産み分け技術の実用化に向けて

資源利用部動物工学科
大橋 愛美

はじめに

現在、牛の改良や増産には、受精卵移植技術が広く活用されていますが、乳用牛ならば牛乳を生産するメス、肉用牛ならば成長の早いオスといったように、産まれてくる子牛の性別を選ぶことができれば、生産効率が飛躍的に向上します。そこで、当センターでは、平成9年度より、受精卵の性判別による雌雄産み分けの実用化・普及を目指し、性判別卵の長期保存技術を確認するための試験や、判別精度の向上を図るための試験を行ってきました。さらに、平成12年度からは、実際に生産農家の飼養牛を用いて受精卵の採取(採卵)や性判別、移植を行い、この技術の普及上の問題点について検討してきたので、その概要について紹介します。

1 オス、メスを産み分ける方法(図1)

受精卵の一部分の細胞を顕微鏡下で金属刃を用いて切断、採取し、その細胞の中にある雌雄共通DNAと雄特異的DNAをDNA増幅装置を使用して増幅、検出することで、オスかメスカを判定します。切断後の受精卵は判定結果が出るまで培養します。現在、DNA増幅は、従来のPCR法よりも増幅効率の良いLAMP法という方法で行っており、約40分間で判定結果が出ます。その後、希望する性別の受精卵を選び、新鮮卵移植または保存した後移植します。

2 これまでの試験成績

平成12年度から平成15年度までに249個の受精卵を性判別した結果、雌が123個、雄が

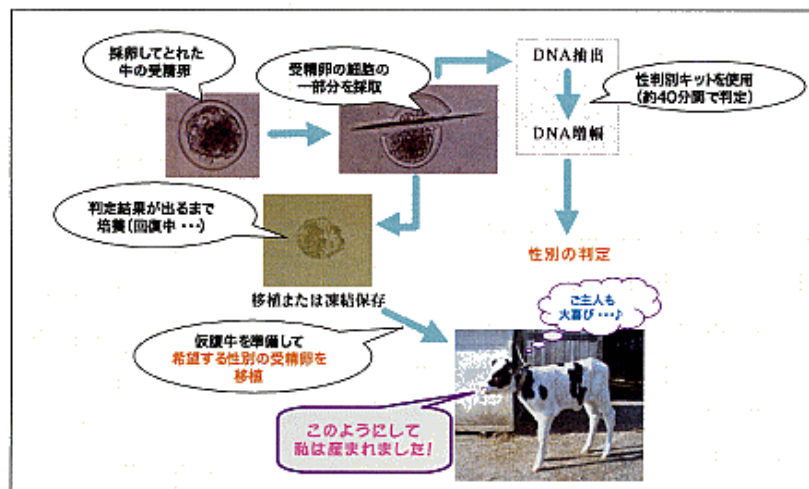


図1 雌雄産み分けの方法

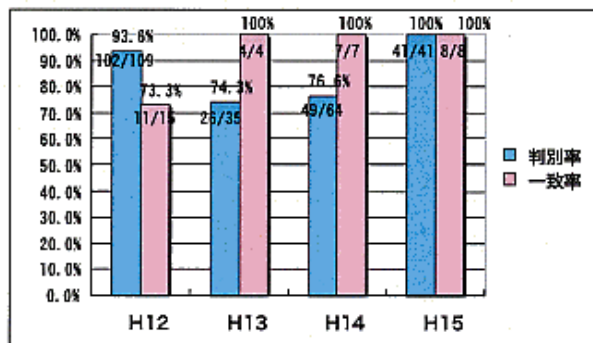


図2 性別の判別率と一致率の推移

95個、判別できなかったものが31個であり、判別率（(性別判別できた胚/性別判別した胚）×100）は87.6%（218個/249個）でした。性別判別卵のうち、新鮮卵移植した場合の受胎率は53.1%（26頭/49頭）であり、切断していない普通の受精卵と同等の受胎率が得られています。しかし、保存後に移植した場合の受胎率は新鮮卵移植に比べると低く、18.8%（13頭/69頭）でした。また、平成12年度から平成15年度の間に移植、受胎し産まれた全ての子牛の性別と性別判別結果との一致率は88.2%（30頭/34頭）でした。判別率と一致率については、年度別に比較すると、これまでの技術改良により、平成15年度にはともに100%に達し（図2）、性別判別技術はほぼ確立されたといえます。

3 今後の課題

性別判別卵の保存後の受胎率が低いことが課題となっており、雌雄産み分け技術を普及させるためにも、受胎率の高い保存技術を確立する必要があります。そこで、保存液や保存方法についてさらに検討するとともに、より胚へのダメージの少ない吸引法による細胞採取方法についても検討する予定です。

おわりに

性別判別卵の保存技術に関しては、現在（平成16年度）、20道県で共同試験を実施していますが、安定した高い受胎率が得られるような保存方法はまだ確立されていないのが現状です。今後、性別判別卵の保存技術を確立することで、雌雄産み分け技術の普及・定着化をより推進したいと考えています。

石川県
南部家畜
保健衛生所

高病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫対応について

次長
山口 徹

(1) 高病原性鳥インフルエンザの現状

国内の高病原性鳥インフルエンザは初発から一年余りが経過しました。この間、家畜保健衛生所を始め関係機関は家禽などの飼養者への定期的な立入調査・検査、衛生指導を繰り返して実施してきました。また、県民からの問い合わせには24時間体制での対応し、その数は当所だけで500件近くになりました。加えて鳥などの死亡野鳥も300羽余り検査し、全て陰性と診断しました。

京都の発生以降、国内での発生はありませんが、国外では、平成16年4月から平成17年1月にかけて、台湾、韓国、香港、タイ、ベトナム、カンボジア、マレーシア、インドネシアでH5N1、H5N2、H5N3亜型が鶏、あひるで発生しております。

また動物園の虎などでも発生し死亡報告がされています。

東南アジアでは季節を限定せず発生し人での死亡例が出ていますが、日本においては幸いなことに発生していません。この違いは、人と家禽類との混在の程度やウイルス株の違い

いによるものと言われてはいますが明確な答えはまだ出ていません。しかし、京都の発生時に防疫業務に携わった人から抗体が検出されたり、鶏舎のハエからウイルスが検出されたりと、予断を許さない状況が続いていることは確かです。

一方、日本においては、一般的な衛生的生活の範囲において家禽等からの感染の危険性は極めて低いと言う意見もあります。

その反面、最近のWHOの発表では、新型の人インフルエンザの発生の懸念が大変高まっているという内容の報道が、依然マスコミを賑わしています。

鳥インフルエンザについては、各種畜産関係雑誌等でもよく取り上げられているので詳細は省き、昨年の発生以降、石川県などが対応してきたことについて述べてみたいと思います。

(2) 発生以降の対応状況

国では、2003年10月「高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」を制定、発生時の防疫措置などについて定められ、発生時のあった山口、大分県、京都府でもこのマニュアルに沿って、発生場所の消毒、周辺における移動制限、疫学調査の実施などの必要な防疫措置がとられています。

本県では、以前から家畜保健衛生所により動物由来感染症監視体制整備事業で養鶏農家のモニタリング検査を毎月実施し、本病の監視を行っています。また、山口県での発生以降、県内養鶏農家等への立入検査を頻繁に実施し、以下の事を重点的に監視体制を強化しているところです。

①情報の提供

報道では、当初発生状況が大きく扱われ、感染防止や衛生対策についての情報が小さかったことから、県では各種パンフレットや県のホームページ、電話対応などで県内畜産物の安全性、県の発生防止対応の情報を提供しています。

②家禽飼養者の把握

養鶏業者については飼養状況などを把握していましたが、数羽から数十羽の愛玩鶏飼養者や合鴨飼養者の把握はなかなか難しい状況でした。愛玩鶏飼養者および市町村

からの通報、問い合わせにより情報収集に努めてきましたが、未だ十分とはいえません。今後とも市町村を通して定期的に調査を続けていきますので、情報提供をお願いします。

③調査・検査

養鶏業者については、従来より定期的に検査、調査を実施してきており、初発生以降、立入検査・調査、防疫対策指導を頻繁に実施するなど強化しています。

鶏が野鳥由来の鳥インフルエンザに接触する機会が多ければ、鶏に感染性を持つようなウイルスの出現チャンスも多くなることから、鶏を野鳥及び野鳥の糞に接触させないことが鳥インフルエンザ防疫上重要です。そのため、消毒や出入り規制など通常の一般衛生管理を確実に実施することが有効な防疫方法となります。

④相談窓口の設置

2例目の発生以降、電話受付を24時間体制で開始し、現在も継続しています。

受付件数は、京都での発生以降急激に増加し、3月中旬から1ヶ月間は週に50から90件あり、そのほとんどが“野鳥が1羽死んでいる、回収して欲しい”との依頼でした。依頼先は個人及び警察からが多く、そのほとんどについて検査を実施しました。平時には野鳥が1、2羽死んでいるのは通常のことで、それほど気にもならないことですが、県民の安心感がなかなか得られない状況でした。家禽の飼養者の方々には、異常と思われることがあった場合は直ちに連絡願います。

⑤組織体制の整備

今回発生があった京都府の対応は、我が国における防疫史上最大級のものであり、物的、人的に総動員を回り限定された期間での作業となりました。採卵鶏25万羽の場合、殺処理から埋却、消毒を3週間で約5千名、ブロイラー15千羽では約500名が動員されています。所属は府はもとより国、市町村、警察機動隊、自衛隊、関係業者などです。このように多くの部署、人の動員により短期間で処理を終了することが最も重要なことです。この他にも、道路での車両消毒、他の家禽飼養農場の調査・検査な

どの人員も必要です。

県では他県の状況をふまえて、県、市町村および畜産関係団体を含めた組織を立ち上げ、防疫マニュアルを作成し、平成16年8月と11月に現場での発生を想定した防疫演習を実施しました（下述）。

さらに、平成17年2月には再度関係者を集めて、組織体制、役割分担、業務内容などの確認を実施しました。

(3) 防疫演習

県では高病原性鳥インフルエンザの発生を想定した防疫演習（机上演習）を昨年8月に家畜保健衛生所で行いました。また11月には、実際に発生した時の情報・指示系統、行動が確実に行われるか検証する目的で、「高病原性鳥インフルエンザが発生した場合における対応」の演習に関係者を集め県庁と加賀市において実施いたしました（写真-1）。

演習内容は、対策本部を県庁内、加賀市に設置し関係部局、両本部間での情報のやりとり、指示を携帯電話やFAXで行い、また一



写真-1 県の防疫演習（現地対策本部開催）



写真-2 県の防疫演習（関係車両の消毒）

般道における関係車両の消毒・検問等も実際に行いました。

家畜保健衛生所が担当した部分は、農林水産部次長の現地本部長の下、現地対策本部での会議、県本部との情報・指示事項のやりとり、消毒・検問ポイントでの関係車両の消毒・検問実演等を行いました。

消毒・検問ポイントでは、警察官の誘導の下、関係車両に見立てた車を一般道路から消毒場所に誘導し、運転者に行き先や積み荷の聞き取り、運転者と車両の消毒等を行いました（写真-2）。

演習の状況はマスコミで一部報道されたので見られた方もおられるとは思いますが、初めてのことであり、一部情報の連絡欠如、時間のずれ等も発生しましたが概ね良好な結果だったと思っています。今後、演習内容を検証し改善していきたいと考えています。

(4) 今後の課題

①埋却場所の選定

一番大きな問題は数万羽の鶏と糞の焼却・埋却場所、施設の確保です。飼養者の所有地だけでは埋却が困難な場合が多いと思います。飼養者の方は事前に市町村と協議しておく必要があります。

②発生防止対策

- ・水鳥を含む野鳥との接触防止（鶏舎への侵入、水源の汚染防止、鶏の野外飼育禁止など）
- ・人・車両などの出入り制限、鶏舎内外の消毒の徹底
- ・衛生害虫（ハエ、ネズミなど）の駆除、鶏舎内への侵入防止

などを徹底して実施する必要があります。

このように、実際に発生した場合は拡大防止のため早急な対応が必要なことから、多数の人員が必要となり、県農林水産部職員だけでなく県の他部局、市町村、開業獣医師、関係団体の応援が不可欠です。その様な状況にならないよう日々、努力してまいりますので関係者の方々も防疫・衛生対策を厳重に実施していただくようお願いいたします。

石川の畜産物を理解しよう!!

平成13年9月のBSEの発生以来、食品の表示問題等から消費者ニーズは食料品の安全・安心への志向が高まり、国産牛肉の消費量の減少等、畜産経営は厳しい状況に置かれています。

このような状況の中、畜産物に対する消費者の信頼を回復するよう、生産から流通・消費に至るまでの関係者の相互理解を図る体制を構築する必要があり、生産者⇒加工⇒流通⇒消費の各段階で、顔が見える畜産物の提供が今後重要な課題となって来ています。

このように生産から流通・消費者等の関係者が連携し、消費者に安心して食して頂けるような体制を確立することを目的に当協会では今後3年間、石川の畜産物安全・安定供給相互理解体制推進事業を推進する予定にしています。



<内 容>

今年度は3月1日に「いしかわの畜産・相互理解推進委員会」を発足させ、3月15日には消費者を中心に県女性センターにおいて相互理解研修会を開催しました。講演会では北栄産業の市村さんが「安心・安全をモットーに消費者を最優先するハイテク養鶏と環境配慮」を、北陸農政局の坂井さんが「牛肉トレーサビリティ後の現状」と題して話題提供を行い、金沢市を中心とした消費者80名が熱心に耳を傾けていました。

また、3月22日には肉用牛生産者から食肉センター・食肉検査所等を視察する「いしかわの畜産相互理解バスツアー」を実施し、その後の意見交換会では活発な意見交換が行われました。

17年度以降は各市町に幅広く事業を展開し、畜産に対する相互理解を進めたいと思います。



編集後記

昨年12月1日から消費者の安全、安心をはかるための一貫として、牛肉のトレーサビリティシステムが実施されたところですが、全頭検査が実施されていないアメリカからの輸入圧力が益々強まる傾向にあります。

また、高病原性鳥インフルエンザは国内での発生から1年余り経過しますが、アジア国内では次々と発生し死亡報告がなされています。

生産者の方々にも消費者の方々にも納得のいく解決方法が待たれますが、防疫体制や監視体制の徹底した強化を図ると共に、十分な情報提供を実施することが一番重要ではないでしょうか。(T)

畜産いしかわ 地活46号

編集●社団法人 石川県畜産協会

金沢市才田町戊部324番地2

TEL.076-258-2252 FAX.076-257-8019

URL <http://ishikawa.lin.go.jp>

E-mail tiku-17@mailhost.mitani.co.jp

印刷●能登印刷株式会社

(この指導誌は県委託の地域畜産活性化推進事業によって刊行されているものである。)